

令和5年3月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日 (月)14:30～

2. 開催場所 多目的研修集会施設 3階大ホール

3. 出席委員 16名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 (欠席)
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 (欠席)
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川敏光
16番 (欠席)	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 3名

6番 林 亮介	12番 木村 強	16番 寺嶋 太寿男
---------	----------	------------

5. 出席者
(農業委員会事務局)

局長 佐賀 雅治	次長 小寺 正人
書記 村本 竜也	書記 安久 佐由美

(農業振興課)

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第67号 現況証明願について

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議案第69号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

議案第70号 農地法第3条下限面積の別段面積の廃止について

報告第5号 地目変更(畑地転換)届出の報告について

7. 議事録署名人

4番 田中 勇樹	5番 南出 直美
----------	----------

事務局長	<p>令和5年3月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の欠席委員は、6番林委員、12番木村委員、16番寺嶋委員の3名です。只今の出席委員数は16名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長 事務局長	<p><会長挨拶></p> <p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に4番田中勇樹委員、5番南出委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明></p> <p>議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。</p> <p>整理番号55番、譲渡人丸岡町牛ケ島 ○○さん。譲受人丸岡町牛ケ島 ○○さん。申請地は、丸岡町牛ケ島、田 1,411 m²です。許可後の経営面積 3,315 アールです。</p> <p>整理番号56番、譲渡人丸岡町下久米田 ○○さん。譲受人丸岡町下久米田 ○○さん。申請地は、丸岡町下久米田、田 970 m²です。許可後の経営面積 268 アールです。</p> <p>整理番号57番、譲渡人東京都清瀬市 ○○さん。譲受人三国町加戸 ○○さん。申請地は、三国町加戸、計 5,617 m²です。許可後の経営面積 985 アールです。</p> <p>整理番号58番、譲渡人春江町西長田 ○○さん。譲受人春江町西長田 ○○さん。申請地は、春江町西長田、田 300 m²です。許可後の経営面積 157 アールです。</p>
議 長	<p>以上ご審議願います。</p> <p>ではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第65号は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員 議 長	<p><異議なし></p> <p>それでは、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議につ</p>

事務局

いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<説明>

議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。

整理番号72番、使用貸借権設定の案件で、借人は坂井町木部東 ○○さん。貸人は坂井町木部東 ○○さん。申請地は坂井町木部東、田4,909㎡のうち243.4㎡です。住宅建築を目的に転用するもので、建築面積は75.77㎡です。

整理番号73番、賃借権設定の案件で、借人は、丸岡町安田新 ○○さん。貸人は福井市六日市町 ○○さんほか1名。申請地は丸岡町北横地、田1,057㎡、ほか3筆、計2,873㎡です。荷積替倉庫および駐車場を目的に転用するもので、倉庫が建築面積238㎡、駐車場がトラック18台と自動車5台です。

整理番号74番、所有権移転の案件で、譲受人は福井市若杉2丁目 ○○さん。譲渡人は三国町滝谷一丁目 ○○さん。申請地は三国町三国東二丁目、ほか1筆、計1,018㎡です。宅地分譲4区画を目的に転用するもので、所要面積は1,018㎡です。

整理番号75番、所有権移転の案件で、譲受人は春江町定重 ○○さん。譲渡人は春江町定重 ○○さん。申請地は春江町定重、田870㎡です。駐車場を目的として転用するもので、使用面積870㎡、大型車2台および普通車7台、トラクター、耕運機等を置くところです。

整理番号76番、使用貸借権設定の案件で、借人は坂井町河和田 ○○さん。貸人は坂井町河和田 ○○さん。申請地は坂井町河和田、畑498㎡です。住宅建築を目的に転用するもので、建築面積は118.12㎡です。

整理番号77番、所有権移転の案件で、譲受人は福井市花堂中一丁目 ○○さん。譲渡人は丸岡町下安田 ○○さんほか3名。申請地は丸岡町下安田の田、ほか7筆、計11,999㎡です。工場建設を目的に転用するもので、建築面積は3,364.99㎡です。

整理番号78番、賃借権設定の案件で、借人は愛知県名古屋市中区新栄町一丁目 ○○さん。貸人は丸岡町上安田 ○○さん。申請地は、丸岡町上安田、田2,090㎡です。北側で建設中の中古車販売会社の駐車場を目的に転用するもので、自動車106台、使用面積は2,090㎡です。

整理番号79番、所有権移転の案件で、譲受人は福井市小稲津町 ○○さん。譲渡人は春江町境 ○○さん。申請地は春江町境、田1,055㎡です。14戸の集合住宅建築を目的に転用するもので、建築面積は256.67㎡です。

整理番号80番、所有権移転の案件で、譲受人は石川県羽咋郡志賀町 ○○さん。譲渡人は春江町境 ○○さん。申請地は春江町境の田、ほか1筆、計929㎡です。こちらは整理番号79番に隣接する農地となっています。14戸の集合住宅建築を目的に転用するもので、建築面積は252.34㎡です。

議 長	<p>整理番号 81 番、所有権移転の案件で、譲受人は福井市南四ツ居町 ○○さん。譲渡人は春江町江留上緑 ○○さん。申請地は、春江町江留上錦の田、ほか 1 筆、計 608 m²です。10 戸の集合住宅建築を目的に転用するもので、建築面積は 183.51 m²です。</p> <p>整理番号 82 番、所有権移転の案件で、譲受人は越前市柳元町 ○○さん。譲渡人は春江町江留上緑 ○○さん。申請地は春江町江留上錦の田、ほか 1 筆、計 811 m²です。こちらは整理番号 81 番に隣接する農地となっています。14 戸の集合住宅建築を目的に転用するもので、建築面積は 254.76 m²です。</p> <p>整理番号 83 番、こちらの案件につきましては来月に回しますので、よろしくお願いたします。</p>
末廣委員	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番 72 番、74 番、75 番を 2 番末廣委員お願いします。</p> <p>2 番末廣です。整理番号 72 番、5,000 m²の農地のうち 243 m²の敷地に息子の住宅を建てる案件です。雨水、下水は隣接建屋に引き込むとのことで、問題ないと思われます。整理番号 74 番、分譲住宅の造成工事です。商業地域内の農地を埋め立てする工事です。両隣は住宅が建ち、東、西は道路に面しています。排水はその道路門型に接続とのことです。問題ないと思われます。整理番号 75 番、旧 8 号線に接している排水路をまたいでいる農地を駐車場にする案件であります。駐車場南側農地には L 型擁壁を設置し、地元土地改良区には雨水関係は駐車場中央、U 字溝から農業用排水路に流すこと、また、排水路を横断する構造物設置等は地元の土地改良区に了解を得ているとのことです。支障はないと思われます。審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>次に整理番号 73 番、77 番、78 番を 16 番寺嶋委員欠席ですので事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>16 番寺嶋委員欠席のため事務局より説明いたします。整理番号 73 番、申請者である○○さんが倉庫および駐車場として転用するものです。申請地は日東シンコースタジアムより南に約 1 kmにある農地であり、北側は市道、東側は県道および新幹線用地、西側は田、南側は排水路となっております。新幹線用地として一時転用され、その後畑として復旧しています。雨水排水は北側、東側道路側溝および南側排水路に流入するとのことでやむを得ないものであると考えますとのことです。次に整理番号 77 番、申請者である○○さんが工場を建設するために転用するものです。申請地は坂井市立磯部小学校より北に約 200mにある農地であり、北側は排水路、東側は宅地、西側は田、南側は市道となっております。隣接農地との間には L 型擁壁を設け、雨水排水は西側に設置する調整池に溜め、北側排水路に流入するとのことでやむを得ないものであると考えますとのことです。</p> <p>整理番号 78 番、申請者である○○さんが北側に中古自動車販売店舗を建設するに伴って駐車場のために転用するものです。申請地は坂井市立磯部</p>

<p>議 長 三寺委員</p>	<p>小学校より東に約 200mにある農地であり、北側は排水路、東側は国道、西側は田、南側は市道となっております。隣接農地との間にはL型擁壁を設け、雨水排水は北側排水路に流入するとのこととやむを得ないものであると考えますとのことです。</p>
<p>議 長 大川委員</p>	<p>次に整理番号 76 番を 18 番三寺会長職務代理者お願いします。 18 番三寺です。整理番号 76 番の案件でございますが、3 月 24 日、事務局職員、寺嶋委員の 3 名で現場確認をしてまいりました。現場は河和田ふれあいセンターの市道を挟んで北側に位置しておりまして、その西角地に当たります。また西側道路に面しているところには 15mほどのビニールハウスが建ててあり、その東側横は以前農舎が建っておりましたが、確認時には撤去してあり更地にしてありました。また雨水については、西側と南側側溝へ流す予定とのこととです。隣接地の〇〇さんとは話ができていたとのこととで問題はないと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。 次に整理番号 79 番、80 番、81 番、82 番を 1 番大川委員お願いします。 1 番大川です。3 月 24 日金曜日午後、末廣委員と事務局と私の 3 人で現地調査に行つてまいりました。整理番号 79 番、80 番につきましては、関係性同じ田んぼということで、所有権移転の案件で、両方とも木造 2 階建ての集合住宅を建築されるということで、この図面見ていただきますと、田んぼが 1 枚ありまして、図面番号 8 番と 9 番に関しましては、半分ぐらいに分けて造成するというとこととで、用途地域内ということとで聞いております。北側の両サイドにつきましては畑を作つておりまして、造成する田んぼの地主さんの畑になるということとで、あとは全て住宅が周りにあります。雨水関係についても北側の門型の方に流出させるということとで聞いておりまして、これもやむを得ないことかなと思ひます。それでこの案件についてはまず見た感じは問題はないかなと思ひました。それから整理番号 81 番、82 番に関しましても同じ田んぼの案件でございますが、図面番号の 10 番と 11 番になります。細長い田んぼがありまして、これも用途地域内で周りも住宅になっております。北側と南側につきましては、門型を設置しまして、雨水もそちらに流出するというとこととで、隣接する両サイドのところはもうすでに門型が入つておりますので、その門型を伏せないで利用させてもらつて造成するというとこととで、これも何ら問題はないかなと思ひます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 清兼委員</p>	<p>続いて地元委員のご意見を伺ひます。 整理番号 72 番を 3 番清兼委員お願いします。 3 番清兼です。整理番号 72 番ですが、図面を見てもらひますと、これはもう皆さんご存知のとおり〇〇さんのところでありまして、一軒家ですね、周りにはもう田んぼばかりなんですけれども、その周りの田んぼも自分所有の田んぼということで、営農等には差し支えないといひますか、十分承知の上のことだと思ひます。それが息子さん夫婦の住宅ですが、娘さんが農業と一緒にやつておられるので何ら問題ないと思ひます。</p>

議 長 中垣内委員	次に整理番号 73 番、77 番、78 番を 11 番中垣内委員お願いします。 11 番中垣内です。整理番号 73 番につきましては特に問題はないと思えます。それから 77 番でございますが、幼稚園とか小学校がすぐ近くにありまして、工場への進入もその保育園の前のみと聞いております。その点が心配される場所なんですが、地元の方と生徒さんの安全の確保につきましては十分協議されているということですので、審議のほどよろしく願いいたします。
議 長 事務局	次に整理番号 74 番を 6 番林委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。 事務局が代わって説明します。整理番号 74 番、申請者である〇〇さんが宅地造成のために転用するものです。申請地は用途地域にある農地で、北側、南側は宅地、東側は市道、西側は市道です。隣接農地はなく、宅地に囲まれております。所有者、地元関係機関との調整もしていることから何ら問題ないと思えますとのことです。以上、ご審議よろしく願いいたします。
議 長 田中委員	次に整理番号 75 番、79 番、80 番、81 番、82 番を 13 番田中委員お願いします。 整理番号 75 番の件ですけれども、北側はもともとからやっている〇〇さんの工場といいますか現場になっております。自分のお客様のトラックが入ってきて、またここの交差点ですね、西側の交差点が新幹線の下になるんですけど、ここが新しい道が出来上がるんでだんだん道が混んでいるということで、出入りもちょっと苦しいところがあって、ちょうど南側の田んぼを買い取ってそこに駐車場を置くということになっております。現地確認の方のおっしゃるとおりで、あまり問題はないと思えます。次の 79 番、80 番、これは現場確認行かれた大川委員がおっしゃるとおりで、これはひとつの田んぼの真横になっているので、そこらへんの周りもほぼ、東隣は 3 年前ほど前に宅地化されていると思うので、なんら周りも迷惑かかるところもなく、何ら問題はないと思えます。またその次の 81 番、82 番に関しても、先ほどの案件と同じように、南北に細長いところで、周りは全て、南北は道路、東西は宅地化されております。何ら問題はないと思えます。
議 長 事務局	次に整理番号 76 番を 12 番木村委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。 事務局が代わって説明いたします。整理番号 76 番、申請者である〇〇氏が住宅を建築するため転用するものです。申請地は坂井市役所より北東に約 1.3 km にある農地で、北側は宅地、東側は畑、西側、南側は市道および畑です。土地所有者および地元関係機関との調整もしていることから何ら問題ないと思えます。以上ご審議のほどよろしく願いいたしますとのことです。
議 長	なお、整理番号 83 番につきましては次回に回させていただきます。

各委員 議 長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。 無ければお諮りいたします。議案第 66 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p>
議 長	<p><異議なし> 異議なしと認めます。 議案第 66 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に、議案第 67 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p><説 明> 議案第 67 号「現況証明願について」説明します。 整理番号 20 番、出願人は三国町北本町一丁目 ○○さん。証明を受けようとする土地は、丸岡町上竹田の田、ほか 2 筆、計 143.38 ㎡です。こちらは平成 7 年頃駐車場として埋め立てられ、その後○○さんの住宅敷地の一部として利用され現在に至るものです。 整理番号 21 番、出願人は坂井町下兵庫 ○○さん。証明を受けようとする土地は、坂井町下兵庫、田 81 ㎡です。昭和 50 年に住宅を建築し、その後宅地として一体的に利用して現在に至るものです。</p>
三寺委員	<p>以上、ご審議お願いします。 それでは、現地確認の報告をお願いします。 整理番号 20 番を 18 番三寺会長職務代理者お願いします。 18 番三寺です。整理番号 20 番の案件ですが、都合により事務局が事前に現地写真を撮ってきております。また同じく、寺嶋委員と説明を受けさせていただきました。近くには千古の家がございまして、平成 7 年頃千古の家の駐車場として埋め立て、使用していたとのこととあります。以前に宅地として転用をかけたということでしたが、59 の写真を見ていただくと分かるんですが、赤線で囲ったところは転用がかからなかったということと現在に至っております。現状は田んぼというよりも宅地として見るべきかと思われれます。周りも市道と畑、また山林であり、排水も市道の側溝に流しているとのことですので、地境については問題がないと思われれます。よろしくご審議のほどいただきたいと思います。</p>
議 長 末廣委員 議 長	<p>整理番号 21 番を 2 番末廣委員お願いします。 2 番末廣です。現地確認したところ、家が建っていました。非農地です。 続いて、地元委員のご意見を伺います。</p>
末廣委員	<p>整理番号 20 番を 2 番末廣委員お願いします。 地元の詳しい人と現地確認に行きました。家の人とも話させていただきました、今のところ駐車場のよう使っているということです。非農地です。</p>
議 長 坪川委員	<p>次に整理番号 21 番を 15 番坪川委員お願いします。 15 番坪川です。現地確認の末廣委員さんがおっしゃったように、このまま見てのとおり住宅が建っておりますし、地元の方も非農地という形で理</p>

議 長	<p>解されているようですので、問題ないかと思います。 では、皆さんのご意見を伺います。ご意見ございませんか。 無ければお諮りいたします。議案第 67 号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
議 長	<p>異議がないと認めます。議案第 67 号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。</p>
農業振興課	<p>次に議案第 68 号「農用地利用集積計画の決定について」および議案第 69 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」の 2 議案は関連がありますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。</p>
	<p><説 明></p>
	<p>議案第 68 号「農用地利用集積計画の決定について」および議案第 69 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」をあわせて説明いたします。利用権設定を受ける者（借り手）は 18 名、利用権設定する者（貸し手）は 42 名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 53 筆、64,142 ㎡。田の更新は 37 筆、78,496 ㎡です。畑は、新規 8 筆、20,079 ㎡。畑の更新は 1 筆、2,142 ㎡です。田畑合わせまして計 99 筆 164,859 ㎡です。使用賃借権についてはございません。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。 それではお諮りします。議案第 68 号および議案第 69 号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第 68 号「農用地利用集積計画の決定について」および議案第 69 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。</p>
	<p>次に、議案第 70 号「農地法第 3 条下限面積の別段面積の廃止について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 70 号、農地法第 3 条下限面積の別段面積の廃止について説明させていただきます。別添の議案第 70 号の別資料お手元にありますでしょうか。こちら資料に入ります前に、口頭で経緯を説明いたしますと、平成 21 年の農地法の改正において、3 条の面積要件、5 反要件のほかに、地域の実情に応じて自由に下限面積を設定できるようになりました。これによって坂井市内では、三国町の旧新保村、雄島村、丸岡の旧竹田村の三ヶ所に限りまして下限面積を 3 反、30 アールと定めておりました。今回、農地法の一部改正によりまして、来月、4 月 1 日から下限面積、5 反要件が廃止されることとなり、これに伴いまして当委員会を設定した別段の下限面積の告示を廃止するものです。別紙資料をご覧くださいますと、1 枚目には平成 21 年当時に出されました別段の下限面積の告示内容となつてご</p>

議 長 末廣委員 事務局	<p>ざいます。2枚目めくっていただきますと、今回の改正の内容が書かれておりまして、今までの3条の許可基準の項目4つあるうちの面積要件、下限面積50アールが今回廃止ということになってございます。それ以外の、農地の全てを効率的に利用することや、常時農業に従事する、周辺の農地に支障がない、これに関しては引き続き許可への要件となっています。以上、坂井市の下限面積、別断面積を廃止するという内容のことでご審議よろしくお願いたします。</p>
末廣委員 事務局	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>すいません、ちょっと言葉の意味を教えてください。</p> <p>農地の権利取得後の必要最低限、5反以上持ってないと農地は取得できませんよ、これが下限面積ということで法律上5反ということが農地法上書かれておりました。これが無くなりますということがまず一つ。通常は下限面積5反なんだけれども、市町村の実情に応じて別段、別に、例えば竹田とか小さい面積の農家が多いとか、そういう特段の事情がある場合には、平成21年のときに設定ができるということで、5反ではなく3反でその地域についてはいいですよという決まりを作っていたという内容になります。</p>
末廣委員 事務局	<p>無くなったということですか。</p> <p>それが全部無くなる、全国的に無くなるということになります。なので、今農地を持っていなくて、例えば1反でも200㎡でもきちんと農業の経験があって常時従事してほかの農地に迷惑がない方という申請が上がってくると、要件確認してそれを受けるということになります。新規就農を増やすという目的と聞いてございます。</p>
末廣委員 事務局 議 長	<p>農業者でない人も買えるということですか。</p> <p>はい。ただ、従事日数というしぼりがあるので、そこは確認の上ということになるかと思えます。</p> <p>機械とかっていうのもあるんですか。</p> <p>はい。機械もあります。</p> <p>そのほかございませんか。なければお諮りします。議案第70号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
各委員 議 長	<p><異議なし></p> <p>異議なしと認めます。議案第70号「農地法第3条下限面積の別段面積の廃止について」は原案のとおり承認しました。</p>
事務局	<p>次に、報告第5号「地目変更（畑地転換）届出の報告について」を議題とします。事務局は報告をお願いします。</p>
議 長	<p>報告第5号「地目変更（畑地転換）届出の報告について」報告します。届出者は坂井町上兵庫 ○○さん。届出地は坂井町上兵庫、田、708㎡です。地目変更の理由としましては、畑作園芸のためと聞いております。以上、報告を終わります。</p> <p>以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。</p>